

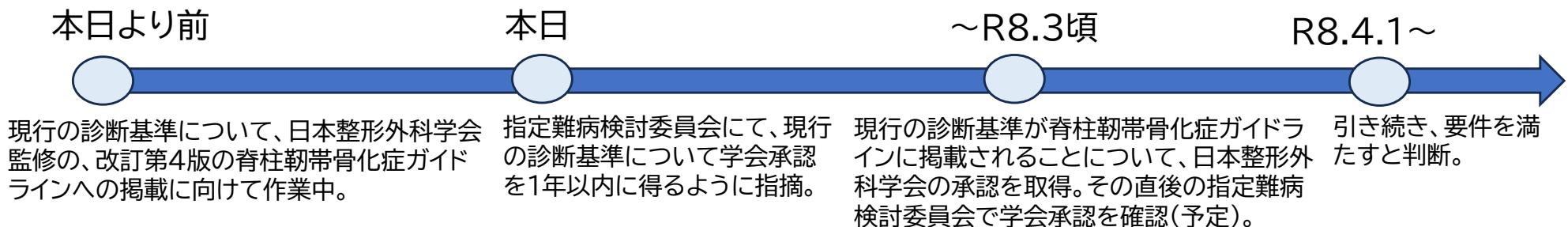
指定難病検討委員会での指定難病の点検に係る検討結果に対する事務局対応案 (広範脊柱管狭窄症に関する適用スケジュール等)

資料4:第63回厚生科学審議会疾病対策部会
指定難病検討委員会資料一部改変

(広範脊柱管狭窄症に関する方針案)

- 第60回指定難病検討委員会で示した要件明確化において、「指定難病検討委員会で指摘された日から原則として1年間以内に関連学会の承認を得ること。」としているところ、現行の診断基準について関係学会からの承認が(本日から1年以内である)R8年3月までに下りる見込み。
- その直後の指定難病検討委員会でその旨が確認できれば、引き続き、当該要件を満たすと判断してはどうか。

<スケジュール(案)>



- 令和7年12月18日の日本整形外科学会の理事会にて広範脊柱管狭窄症について、現行の診断基準が理事会で承認された旨の連絡があった。
- 第63回指定難病検討委員会で了承いただいたスケジュール案通り、令和8年4月以降も引き続き、要件を満たすと判断することしたい。